

平成19年11月30日

奈良市保健所生活衛生課
TEL : 0742 - 23 - 6172

食品、添加物等の年末一斉取締りについて

年末は、多種類の食品が短期間に大量に流通するため、食品の衛生的な取扱いや表示が不適切になるおそれがあります。

奈良市では、平成19年度奈良市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等の衛生確保の観点から、食品、添加物等の年末一斉取締りとして、食品事業者を対象に、監視指導の強化、食品等の抜き取り検査を行いますのでお知らせします。

1 公開監視指導について

食品、添加物等の年末一斉取締りを実施するに当たり、次のとおり報道機関を対象に公開で監視指導を実施します。

(1) 実施日時

平成19年12月3日(月) 午前10時から

(2) 実施場所

株式会社 近鉄百貨店 奈良店
奈良市西大寺東町 2-4-1

(3) 実施内容

奈良市保健所生活衛生課食品衛生監視員2名による立入検査



なお、立入指導の同行取材を希望される場合は、事前に当課食品衛生係までお申し出下さい。

2 食品、添加物等の年末一斉取締り

(1) 実施期間

平成19年12月1日(土)から12月28日(金)まで

(2) 実施内容

食品販売店等の立入指導

市内のスーパー等大規模小売店を中心に、食品の表示事項や保存状況等について点検し、表示基準及び保存基準に違反する食品の発見及び排除に努めます。

弁当屋、仕出し屋などの大量調理施設等の立入指導

いずれの施設も大規模な食中毒が発生する可能性が高いことから、重要管理事項、衛生管理体制及び作業手順などを示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき自主管理体制を確認します。

食品等の検査

食品衛生監視員が食品製造施設等から食品等を抜き取り、試験検査を実施します。

ア 検査内容

洋菓子、魚肉練り製品及び魚介類乾製品の食品添加物や細菌検査、生食用かきの細菌検査、輸入食品の食品添加物等の検査を実施します。

イ 検査機関

奈良市保健所